

経営会議の内容

件 名	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について
所 管 部	総務部
日時・場所	令和4年10月27日（木）14：05 ～ 14：50 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、人財課長、政策総務課長
提 出 理 由	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げや役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)等の整備のために必要な条例改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 定年延長制度が始まることに伴い、今後の財政への影響が懸念されるが、国による交付税措置の動きはあるか。また、公務員の給与のあり方などの考え方で示されているものがあれば教えてもらいたい。 （所管部）今回の定年延長制度に関する交付税措置については、現時点で示されていない。また今後の給与のあり方について、国としては定年延長制度の導入と合わせて総人件費の抑制も課題としており、平成30年2月に人事院に対して60歳より前の給与についても見直しを検討するよう要請しているところである。60歳を超える職員の給与を7割水準とする措置についても当分の間とされているが、国はこれを定年延長制度が完成する令和13年度末までと示しており、それまでに60歳の前後を含めて連続的な推移となるよう、給与水準を見直していく考えである。 ・ 定年延長制度によって60歳以降も勤務する立場となることを想定した場合、業務の再構築や研修の充実などが望まれる。 ・ 60歳を超える職員の給与を7割水準とする措置に関して、7割とされた根拠は。また、現行の再任用フルタイムの職員と、定年延長制度に伴う職員の給与の差はどの程度になるか。 （所管部）国は、民間企業における高齢期雇用実態を把握するため調査を行っており、その結果を踏まえて60歳前の7割水準としている。再任用フルタイムの職員と、定年延長制度に伴う職員の給与の差については、適用される給料表や職位によって異なるが、参考までに令和6年度に定年を迎える職員について職員全体の平均で試算したところ、1人当たり126万円の差であった。 ・ 今後、職場によっては再任用フルタイムの職員と定年延長制度に伴う職員が混在することが想定されるが、職責の違い等はあるのか。 （所管部）一般的には、退職することなく勤務を続ける定年延長制度に伴う職員と、定年退職で一度退職し任期に定めのある職員として採用された再任用職員とでは、任用形態等を踏まえると、職責に差が生じるものと捉えている。定年延長後も勤務を続ける職員の考えや受け入れる職場環境などを改めてしっかり整えていくことが重要であると考えている。 ・ 今回の定年延長制度の導入に関して、県内で特徴的な取り組みはあるか。 （所管部）現時点では特に把握しているものはない。

	・ 今後、定年延長制度の下で60歳以降に勤務を続ける職員を受け入れる職場環境を整えていくことも重要だが、勤務を続ける職員としても制度の理解について意識を持っていきたい。 ・ 再任用フルタイムの職員が得られる給与と、定年延長制度に伴う職員が得られる給与は差が生じることとなるが、仮に同種の業務を行うとなれば、当然職員の不公平感につながることも考えられる。こうしたことがないよう、業務量をしっかりと把握するなど、適切な制度の運用を考えていってほしい。
会議結果	案のとおり、進めていく。